

JASTPRO 380

貿易手続簡易化のために

2010-05

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(2) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 旅行関連業界の標準化活動 13
特定非営利活動法人旅行電子商取引促進機構(JTREC) 専務理事
国連CEFACT日本委員会 委員長 鈴木 耀夫
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 17

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事 1. 貿易慣習と物品売買法 (2)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

2. 所有権移転と引渡提供

2.1 引渡、危険、費用負担の関係

2.1.1 貿易売買におけるリスク

貿易売買は、物品が船積されてから仕向地に到着するまで、海上運送の日数が一般に長いことから生じるリスクが考えられます。第1は金融リスクで、売主の立場からは、出来るだけ代金を早く回収したいと願ひ、そのために代金を受取るまで、あるいは何らかの方法で代金の支払が確実に約束されるまで、物品に関する担保権を留保したいと考えます。他方、買主の立場からは、現実には物品の引渡がある前に、売主が破綻するかもしれないので、物品に関する権利を取得するまでは、代金の前払いをしたくないと考えるかもしれません。イギリスでは、このような当事者間の相反する問題に関連して、権原証券、運送中の物品の所有権移転、および支払を得ない売主の対物的権利に関する法律による解決策が構築されてきました。第2は物品の滅失・損傷に関するリスクです。このような損失に関する法的責任は、売主、買主あるいは第三者(例えば、運送人)のいずれかにあります。売主と買主の間では、このような責任の配分は、一部は危険に関する規則¹⁾により、他は当事者の義務に従って判断されます。

2.1.2 インコタームズにおける当事者の義務

物品売買契約の当事者は、これらのリスクを当事者間で配分する取り決めを行います。一般に、これらの問題について、契約自由の原則にもとづいて、当事者間で取り決められますが、引渡の場所・時日・方法、費用・危険の負担、代金決済方法などについて、契約書を纏めることは必ずしも容易なことではありません。物品の引渡に比べると、所有権の移転についての関心は低いようです。そこで、貿易売買では、CIF 契約や FOB 契約といった標準化された取引条件を利用し、特約条項を別として、一般にこれによって売主・買主の法的な権利・義務を定めています。国際商業会議所 (ICC) は、1990 年インコタームズの改訂に際して、13 種類の貿易取引条件すべてについて、売主の義務 (A) および買主の義務 (B) を次表に示すように 10 項目に分類し、それぞれに同一の「見出し」をつけ、同一事項について、売主と買主の義務を対比して表示する方式を採用しました。表 1 に示す A1 と B1 は、売主の物品引渡の義務と買主の代金支払の義務です。A4 と B4 は、後述する引渡提供と引渡受理に相当する規定です。これに関連して、当事者間の危険 (A5・B5) と費用負担 (A6・B6) の配分が行われます。アメリカ貿易定義やイン

1 SGA 第 20 条および USA 第 22 条は、「危険は、原則として、所有権に伴って移転し、引渡とは関係ない」と規定しています。

コタームズに規定されている内容は、商慣習だけでなく、判例および関係法規を参考にして作成されています。本稿では、これらの法的問題点の関係について説明したいと思います。

表1 インコタームズの当事者の義務

A 売主の義務	B 買主の義務
A1 契約に合致する物品の提供	B1 代金の支払
A2 承認書、許認可および手続	B2 承認書、許認可および手続
A3 運送契約および保険手続	B3 運送契約
A4 物品の引渡	B4 物品の受領
A5 危険の移転	B5 危険の移転
A6 費用負担の分界	B6 費用負担の分界
A7 買主に対する通知	B7 売主に対する通知
A8 引渡の証拠、運送証券または これと同等の電子メッセージ	B8 引渡の証拠、運送証券または これと同等の電子メッセージ
A9 検査・包装・荷印	B9 物品の船積前検査
A10 その他の義務	B10 その他の義務

2.2 所有権の移転に関する原則

2.2.1 売買法の体系

イギリスの物品売買法(Sale of Goods Act, 1893; 1979改正: SGAと略称)は、1603年以降の商事法関係の法律および判例にもとづいて、物品売買を中心に集大成し、1893年に制定されました。その姉妹法であるアメリカの統一売買法(Uniform Sales Act: USAと略称)は、1906年の統一法委員会の勧告にもとづいて、1907年から1957年までに39の州および準州において採択されました。USAはSGAよりも理論的に優れているとして、高く評価されていますが、これらに共通している点は、その売買理論体系が所有権を中心に組立てられていることです。これに対し、イギリスの1967年国際物品売買統一法(Uniform Laws on International Sales Act 1967; ULISと略称)やアメリカの統一商法典(Uniform Commercial Code; UCCと略称)の第2編売買は、従来の所有権を中心とする体系を離れ、もっぱら物品引渡と代金支払に関する債権債務、危険、救済方法について詳細な規定を設けています²。現在、すべての州・準州でUCC第2編売買が採択されており、USAは廃止になりましたが、SGAからUSAへ、そし

2 UCC 2-401条(権原の移転、担保権の留保)、2-501条(物品の被保険利益、物品の特定方法)、2-502条(売主支払不能の場合における買主の権利)、2-503条(売主の引渡提供の方法)などの条文で、所有権に代って受益権、担保権という用語が使用されています。

てUSAからUCCへの売買法の理論体系の変遷は研究者に対して非常に有益な情報を提供してくれます。この研究は、ULISや1980年のUNCITRALの国際物品売買契約に関する国連条約(United Nations Convention on Contract for the International Sale of Goods)にとっても不可欠のものであると考えます。

2.2.2 売買と売買契約の定義

イギリスの物品売買法は、物品の売買契約(contract of sale)とは、代金(price)と称する金銭的約因(money consideration)に対して、売主が買主に物品の所有権を譲渡する、あるいは譲渡することを約する契約であると定義しています³。売買契約そのものにより、物品の所有権が売主より買主に移転する場合には、その契約を売買(sale)と称し、物品の所有権の移転が将来にかかる場合には、その契約を売買の合意(agreement to sell)といいます。このように、物品の売買契約は、売主から買主へ物品の所有権を移転させることを目的とします。所有権の移転、移転の時期に関する問題は当事者の意思によって決まります。しかし、物品売買の当事者は通常、このような問題について意思表示をすることがないので、別段の合意がない場合に、当事者の意思を確定するため、コモン・ローの原則が存在しました。これを成文化したのが、SGA第18条第1則～第5則です。

2.3 売買法の所有権移転に関する規定

2.3.1 所有権移転に関する2大原則

2.3.1.1 物品が確定するまで所有権は移転しない

所有権の移転について、SGAは2大原則を定めています。第1の原則は、物品が契約の目的物として確定しなければならないということです。SGAは次のように定めています。

「SGA第16条 物品は確定しなければならない。

不特定物(unascertained goods)の売買契約においては、物品が確定(ascertained)しないかぎり、かつ確定するまでは、所有権は買主に移転しない。」

SGA第16条に対応するのは、アメリカの統一売買法(USA)第17条で、SGAと同文ですが、その後、“but property in an undivided share of ascertained goods may be transferred as provided in Section 6.”という但し書きが追加されています。性質上、不可分な特定物を共有する場合、各持分は即時に譲渡しようという趣旨の規定です。SGAにはこの規定はありませんが、イギリスでは古くからコモン・ローで、物品の売買のみならず、土地の共有の場合にも認められています。

3 SGA第1条およびUSA第1条。

2.3.1.2 所有権は当事者の意思により移転する

第2の原則は、所有権は当事者の意思により移転するということです。SGA 第17条は次のように規定しています。

「SGA 第17条 所有権は当事者の意思により移転すること

第1項 特定物 (specific goods) または確定物 (ascertained goods) の売買契約においては、物品の所有権は契約当事者が意図したときに移転する。

第2項 当事者の意思を確定するためには、契約の内容、当事者の行為および四囲の状況が考慮されなければならない。」

SGA 第17条に対応するのは、USA 第18条で、その第1項はSGAの第1項と同文です。第2項は、当事者の行為の次に、「取引慣習」(usage of trade)が追加されています。SGAでは、取引慣習は黙示の契約内容と考えています。

2.3.1.3 当事者の意思を推定する規則

上述のように、商取引の当事者は契約を締結するとき、物品引渡と代金支払の方法・場所・時期およびこれに関連して危険・費用の負担については関心を持ちますが、所有権の移転について契約の内容、当事者の行為、取引慣習および四囲の状況を考慮しても、所有権の移転に関する当事者の意思を確定できないことがあります。このような場合を考慮して、SGA18条は、次のような当事者の意思確定に関する諸規則を規定しています。

「SGA 第18条 当事者の意思確定に関する諸規則

別段の意思がある場合を除いて、次の規則に従って、所有権が買主に移転する時期に関する当事者の意思を確定する。

第1則 引渡しうる状態にある (in a deliverable state) 特定物の無条件の売買契約においては、物品の所有権は契約成立のときに買主に移転する。代金支払の時期および物品引渡の時期のいずれか一方または双方が後日になることは移転を妨げるものではない。

第2則 特定物の売買契約で、物品を引渡しうる状態に置くために、売主が物品にたいして何らかの行為をなす義務を負う場合には、売主がその行為を行い、かつ買主がそれがなされた旨の通知を受けるまで、所有権は移転しない。

第3項 引渡しうる状態にある特定物の売買契約で、代金を確定するために売主がこの物品に関し秤量 (weigh)、測定 (measure)、検査 (test) その他の行為または事柄を行う義務を負う場合には、その行為または事柄が完了し、かつ買主がその旨の通知を受けるまで、所有権は移転しない。

第4則(省略)⁴

第5則(1) 種類による(by description)不特定物または将来物(future goods)の売買契約において、引渡しうる状態にあるその種類の物品が、買主の承諾を得て売主により、あるいは売主の承諾を得て買主により、無条件で契約に充当された(unconditionally appropriated to the contract)とき、物品の所有権は買主に移転する。承諾は明示的または黙示的のいずれでもよいし、また充当の前または後でもよい。

(2) 契約に従って、買主へ送付または買主のために保持する目的で、売主が、買主または運送人その他の受寄者(買主の指定した者であると否とを問わず)に物品を引渡し、物品の処分権(the right of disposal)を留保しないときは、売主は物品を無条件で契約に充当したものと推定される。」

2.4 不特定物の売買契約における所有権移転

貿易売買は通常、不特定物の売買契約ですが、この場合には、上記のSGA第18条第5則第1項が適用されます。すなわち、不特定物の売買契約においては、①「引渡しうる状態にある」その種類の物品が、②「買主の承諾を得て」売主により(あるいは、売主の承諾を得て、買主により)、③「無条件で契約に充当された」とき、物品の所有権は買主に移転します。

2.4.1 引渡しうる状態

「引渡しうる状態」(in a deliverable state)について、SGA第61条(5)項で次のように定義しています。「引渡しうる状態：買主が契約にもとづいて物品を引取らなければならない状態に物品があるとき、その物品は本法の意味における引渡しうる状態にある。」この定義は、「買主の引渡受理(to take delivery)の義務が生じるとき」という側面から捉えたもので、反対に、「売主の引渡提供(to tender delivery)の義務が完了したとき」として捉えることができます。換言すれば、売買契約上、売主が物品を引渡すために幾つかの行為を行う必要がある場合に、これらの行為がすべてなされたときに、物品は引渡しうる状態に置かれたといえます。そのとき、原則として、所有権(および危険)が買主に移転したものと推定できます。あるいは、反対に、物品を引渡しうる状態に置くためになされるべき売主の行為がまだ一つでも残っているときは、その物品の所有権はまだ売主の下にとどまっていると推定されます⁵。物品売買法(SGA第29条第5項、USA第43条第5項⁶)は、当事者間に別段の合意がある場合を除いて、物品を引渡しうる状態に置くための費用およびこれに関連して生じる付随的費用は、売主が負担しなければならない旨を規定しています。ベンジャミン売買法では、物品を「買主の処分しうる状態に置く」(to

4 SGA第18条第4則については、拙稿「21.2 寄託と売買の相違」『JASTPRO』377号(1010-02)、4-6頁を参照。

5 S. Williston, *The Law Governing Sales of Goods*, rev. ed., New York, 1948, Vol.2, p.77.

6 UCC第2編売買には、これに該当する規定はありません。

place the goods “at the disposition of the buyer”⁷)という文言を使用しています。UCC第2編売買でも、同様の文言が用いられています⁸。アメリカ貿易定義およびインコタームズでは、これに相当する文言として、“at the disposal of the buyer”が使用されています。

2.4.2 相手方の承諾

2.4.2.1 事前または事後の承諾

一方の当事者に物品を契約の目的物として選択することが任されている場合、所有権の移転に関わる充当行為がなされるのは当事者の合意によるのであるから、充当は相手方の明示的または黙示的の承諾 (assent) によってなされます。USAの起草者であるWilliston教授は、次のように述べています⁹。「充当行為は、事前または事後に相手方の承諾によってのみ、法的な効果を生じます。売主による充当行為の前に、買主が承諾したときは、買主は実際に、申込者であり、そして買主の申込に応じた売主の充当行為は承諾です。反対に、買主の承諾が充当行為の後になされるときは、売主が申込者であり、買主は、物品が契約の目的物として確定したことに合意する承諾者である。」

2.4.2.2 買主の事後承諾

売主が、売買契約に従って引渡す目的で、契約の目的物として確定するために、物品を選択し、そして当該物品が契約に充当された旨を買主に通知する場合、買主が言語または行為によりこの充当を承認したとき、買主は充当に承諾したとみなされ、所有権が買主に移転します。1827年のRohde v. Thwaites事件¹⁰において、売主が所有する大量の砂糖の中から、買主は大樽20個分の砂糖を購入する契約を結びました。大樽4個に詰めた砂糖がまず買主に引渡されました。その後、売主は大樽16個に砂糖を詰めて、買主に対して、残余の砂糖を充当したので、売主の倉庫に取りに来よう通知し、買主は引取りに行く旨の返事をしました。相当期間の経過後、買主が引取りに行く前に、売主の近所で火災が発生して倉庫が消失しました。法廷は、買主が承諾したとき、所有権が移転したと判示しました。売主が、買主の注文した物品の製造を完了し、その旨を買主に通知した場合、買主が自分のために製造された物品を承諾したとき、この原則が適用されます¹¹。

2.4.2.3 買主の事前承諾

買主が事前に、売主による物品の充当について明示的または黙示的に承諾した場合には、売主が物品を契約に充当したとき、その所有権が買主に移転します¹²。買主の承諾は、売主

7 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.265.

8 例えば、UCC 2-503条に“to put... goods at the buyer's disposition”という文言が使用されています。

9 S. Williston, *op. cit.*, p.41.

10 *Rohde v. Thwaites* (1827) 6 B. & C. 388.

11 *Wilkins v. Bromhead* (1844) 6 M. & G. 963.

12 *Pletts v. Beattie* [1896] 1 Q.B. 519.

に対して、物品を契約に充当することにより、その所有権を移転させる権限を与えることです¹³。したがって、買主はそれを取消することもできます¹⁴。契約条項が明示的または黙示的に定めた方法に従って、売主が物品を契約に充当した場合、買主の事前の承諾により、所有権が移転することがあります。例えば、物品を運送人へ引渡すことによって契約が履行される FOB 契約の場合に、売主が指定された船舶上に物品を置いて、契約または慣習による通知を買主に与えたとき、所有権が買主に移転します。

2.4.2.4 行為による承諾

物品が指定船舶に船積され、契約の目的物として充当された旨の通知を買主が受取り、かつインボイスおよび船荷証券を受取り、これらの書類を保持した場合¹⁵、あるいは、船積みされた物品に保険を手配するよう指示した場合¹⁶、これらの行為によって充当が承諾されたことが黙示されます。また、売主が物品の引渡準備が整った旨の通知を行い、その後買主から代金の支払がなされた場合、支払行為が承諾とみなされます¹⁷。特に、物品が特別仕様により製造された場合に適用されます¹⁸。また、同種類の大量の在庫品の中から、契約に従って一定数量の物品が他と区別されて、引渡しうる状態に置かれた場合、倉庫業者の荷渡指図書 (Delivery Order) の提供と買主の承諾は、売主の物品の充当とこれに対する買主の承諾があったものとみなされます¹⁹。

2.4.3 無条件の充当

不特定物の売買契約において、物品の所有権が買主に移転するための3番目の要件は、物品が無条件で契約に充当されることです。すなわち、引渡しうる状態に置かれた物品を契約の目的物として充当する当事者の意思が、相手方によって承諾されたとき、所有権が移転しますが、充当は無条件でなければなりません。例えば、後日、代金の支払または提供がおこなわれるとき、といった条件付でないことが必要です²⁰。SGA 第19条第1項の規定により、売主は、契約条項または充当条項により、ある条件が成就するまで、物品の処分権 (right of disposal) を留保することができます。SGA 第19条は、船荷証券により物品が売主またはその代理人の指図人に引渡されることになっている場合 (第2項)、または売主が代金のために買主を支払人とする為替手形を振出し、これを船荷証券と一緒に買主に送付した場合 (第3項)、売主は無条件で充当し

13 *Jenner v. Smith* (1869) L.R. 4 C.P. 270, 277.

14 *Ginner v. King* (1890) 7 T.L.R. 140.

15 *Alexander v Gardner* (1835) 1 Bing. (N.C.) 671.

16 *Sparkes v. Marshall* (1836) 2 Bing.(N.C.) 761.

17 *Wilkins v. Bromhead* (1844) 6 M. & G. 936; *Elliott v. Pybus* (1828) 10 Bing. 512; *Sydney Harbour Trust Commissioners v. Wilson* (1907) 7 S.R. (N.S.W.) 225.

18 *Bishop v. Crawshay* (1824) 3 B. & C. 415.

19 *Wardar's (Import & Export) Co. Ltd. v. W. Norwood & Sons Ltd.* [1968] 2 Q.B. 663.

20 *Godts v. Rose* (1855) 17 C.B. 299; *Stein Forbes & Co. Ltd. v. County Tailoring Co. Ltd.* (1916) 86 L.J.K.B. 448, 449.

たのではなく、処分権を留保したものとみなされます。これは貿易取引ではしばしば行われることです。例えば、通常のCIF契約では、売主は代金の支払と引換えに買主に書類を引渡すのであるから、売主の充当の通知は、所有権を移転する意思とみなされず、所有権は移転しません。

2.5 運送人への引渡による充当

2.5.1 充当の意味

SGA 第18条第5則およびUSA 第19条第4則はともに“Appropriation”という用語の定義を述べていません。この用語は、一般的には「(ある特定の目的に)充当する」という意味ですが、この条文では、当事者間の売買契約に従って、不特定物の中から契約に一致する物品を選択し、これを契約の目的物として確定するという当事者の意思を証明する明白な行為であると理解されています²¹。しかし、SGA 第18条およびUSA 第19条の冒頭に、「別段の意思がある場合を除いて」という制限が設けられているので、当事者の合意による充当がなされたにもかかわらず、所有権が移転しない場合があります。例えば、売買契約に従って売主が物品を船積し、売主の指図人へ引渡す形式の船荷証券を取得した場合、この船荷証券に「物品が無条件で契約に充当された」という文言が記載され、また買主により充当が明示的または黙示的に承諾されても、所有権は移転しません。この用語を使用することに反対する意見が少なくないということです。例えば、1848年のWait v. Baker事件²²を担当したParke判事がこの用語の使用に批判を述べましたが、その後の数十年の間に固定した意味で使用されるようになったということです²³。

2.5.2 実体は運送人への引渡

1893年物品売買法の起草者であるChalmersは、その著書「1893年物品売買法」で、「充当 (appropriation) という用語に代えて、引渡 (delivery) を用いれば、難問の発生が減少するかもしれないが、本売買法ではこれができなかったのは残念である」と述べています。そして、「最も普通に行われる充当の形態は、運送人への物品引渡であるから、売主が処分権を留保しなければ、契約に従って選択された物品が運送人へ引渡されたとき、運送人は買主の代理人となり、この引渡は買主への引渡を構成するので、売買当事者間に拘束力のある契約が存在する場合、このような運送人への引渡により、所有権が移転することは明らかである」と述べています²⁴。しかし、引渡という用語に置き換えても、この用語には占有の移転という概念があるので、不適当な場合が生じる可能性はあります。結果的に、長年にわたって使用されてきた用語に落ち着くことになったと思われます。けれども、歴史的にみて、物品の引渡は所有権移転の重要な要素であり、売主側の充当行為によって所有権が移転したという諸判例をみると、引渡に関する原則に

21 S. Williston, *op. cit.*, p.41.

22 *Wait v. Baker* (1848) 2 Ex. 1.

23 S. Williston, *op. cit.*, p.42.

24 M. D. Chalmers, *Sale of Goods Act, 1893*, 8th ed., 1920, pp.57-58.

基づいて解釈が展開されているのも事実です。この点に言及して、Willistonは、「売主に対して、物品の引渡に関連して幾つかの行為をなすことが要求されている場合、当事者の意思は、売主による最後の行為がなされるまで、物品の充当を延ばすと推定するのが正解である」と述べています²⁵。換言すると、売主の引渡行為、すなわち物品を引渡しうる状態に置くために売主のなすべき行為がすべて終わったとき、物品が充当されたとみることができます。

2.5.3 運送人への物品引渡

売買契約に従って、売主が物品を買主へ送付することを要求されている場合、処分権を留保しないで、買主へ送付する目的で行われる運送人への物品引渡は、運送人が買主により指名されたか否にかかわらず、明らかに、買主への物品引渡であるとみなされ²⁶、所有権は移転します²⁷。運送人への引渡が物品の無条件充当であるとする規則の前提条件は、引渡により所有権を移転することを買主が売主に対して授権したとみなされることです。したがって、運送人への引渡は、契約に従って行われること、すなわち、物品が契約に定められた運送方法により²⁸、また運送人が指名されたときは、その運送人へ引渡されることが必要です²⁹。契約に期限が定められているときは、物品はその期間内に発送されなければなりません³⁰。

2.5.4 証拠書類の提出

19世紀の判例で、買主に対して、引渡の証拠として、物品が外見上良好な状態で船舶上で受取られた旨を記載した書類が提出されなければならないという原則が確立しました³¹。

この書類は通常、船荷証券ですが、古典的(固有の)FOBの定義では、買主が物品の荷送人であるから、船荷証券は買主の指図人式で発行されるべきであり、売主の引渡履行は通常、本船受取書によって証明されなければなりません。買主が補足的な証拠書類として、例えば、原産地証明書、品質証明書、重量証明書などを要求する場合、これらの書類が当事者間の取引において慣例として提供されるものであるときは別として、その旨を契約に明示的に記載しなければなりません。この場合、売主は、買主に協力する義務に基づいて、買主が必要とする書類を取得します。

25 S. Williston, *op. cit.*, Vol.1, p.582.

26 SGA 第32条、USA 第46条、UCC 2-503条および2-504条。

27 *Vale v. Bayle* (1775) 1 Cowp. 294; *Dutton v. Solomonson* (1803) 3 B. & P. 582; *King v. Meredith* (1811) 2 Camp. 639; *Fragano v. Long* (1825) 4 B. & C. 219, 223; *Bryans v. Nix* (1839) 4 M. & W. 775; *Dunlop v. Lamber* (1839) 6 Cl. & F. 600, 620; *Evans v. Nichol* (1841) 3 M. & G. 614; *Tregelles v. Sewell* (1862) 7 H. & N. 574, 584; *Re Wiltshire Iron Co.* (1868) L. R. 3 Ch.App. 443; *Mirabita v. Ottoman Imperial Bank* (1878) 3 Ex.D. 164, 172.

28 *Ullock v. Reddelein* (1828) 5 L.J. (O.S.) K.B. 208.

29 *Cooke v. Ludlow* (1806) 2 B.& P.N.R. 119.

30 *Aron & Co. v. Comptoir Wegimont* [1921] 3 K.B. 435.

31 *Green v. Sichel* (1860) 7 C.B. (N.S.) 747, 754; *Jack v. Roberts & Gibson* (1865) 3 M.(Ct. of Serr.) 554.

2.5.5 船積の通知

引渡によって物品が契約の目的物であると確定されなかった場合、当該物品は無条件で契約に充当されなかったものとみなされます³²。また、物品は契約に記載されている物品の記述 (description) に一致しなければなりません³³。単に大量の不特定物が運送人へ引渡されただけでは、個々の買主 (荷受人) に所有権は移転しません。1917年の *Healey v. Howlett & Sons* 事件³⁴において、ロンドンの魚市場 Billingsgate の商人である被告は、アイルランドの水産業者である原告から、大樽20個分のサバを購入する契約を結びました。原告は自分の所有する船舶で190樽のサバを陸揚港であるウェールズの Holyhead 港に向けて運送し、同地の鉄道会社に引渡すという条件でした。船舶の出港後、Holyhead 港の鉄道会社に電報を打って、積荷の中から、20樽をロンドンの商人 (被告) 宛てに、そして残り170樽を他の20人の荷受人宛てに仕分けして貨車で出荷することを指示しました。しかし、船舶の到着が遅延したため、Holyhead 港に到着する前に、積荷であるサバの品質が著しく低下してしまいました。この事件で、190樽に詰められていたサバは、各樽に荷受人の名前が記入される前に、すでに品質が低下しており、契約に一致しないので、所有権は移転することがなく、積荷の品質低下時点における危険はまだ売主に帰属したと判示されました。Ridley 判事は、「運送が開始する場所で運送人への引渡が、所有権の移転に十分であるとみなされた充当に関する多くの判例によると、重要な点は、物品が契約の目的物として確定したことを荷受人に通知することである」と述べています³⁵。

2.6 引渡提供と危険移転

2.6.1 UCCの規定

SGA および USA のもとでは、危険は所有権に伴って移転するのであり、引渡とは関係がないというのが原則です³⁶。したがって、危険が売主から買主へ何時移転するかは、当事者間に別段の合意がなければ、所有権移転の原則から推定することができます。すなわち、所有権移転の2大原則から推定できます。まず、引渡しうる状態にある特定物の無条件売買の場合には、契約成立のときに危険は買主に移転します。次に、特定物の契約がなされ、売主が目的物を引渡しうる状態に置くために何事かをなす義務を負う場合には、別段の合意がなければ、かかる義務が完了したときに危険は移転します。さらに、不特定物の売買契約においても、売主が売買契約に従って物品を引渡しうる状態に置くために必要な行為を完了し、これを無条件で契約に充当したときに危険は買主に移転すると推定できます。

UCC 2-501 条第1項(b)号は、将来物品の売買契約の場合、物品を船積、荷印、その他

32 *Re Wait* [1927] 1 Ch. 606.

33 SGA 第13条および第18条第5則(1)項。

34 *Healey v. Howlett & Sons* [1917] 1 K.B. 337.

35 *Ibid.*, at p.345.

36 SGA 第20条およびUSA 第22条第1段。

の方法で指定したとき、契約の目的物として確定する旨を規定しています³⁷。UCC 2-509条は、積地売買の場合には、物品が運送人へ引渡されたとき、直ちに危険は買主に移転し³⁸、また、揚地売買の場合には、物品が指定仕向地で買主に提供されたとき、危険は買主に移転する³⁹、と規定しています。

2.6.2 ULISの規定

SGA および USA によると、売買契約または売買の条項にしたがって、物品を引渡すのは売主の義務であり、物品を受領して、その代金を支払うのは買主の義務です⁴⁰。また、別段の合意がある場合を除いて、物品引渡と代金支払とは同時条件であると定めています⁴¹。この場合の物品引渡は、所有権移転とは異なり、「ある者から他の者への自発的な占有移転」を意味します⁴²。上記のように、このような意味の引渡が行われても、危険は移転しません。1964年にオランダのハーグで「有体動産の国際売買に関する統一法」(Uniform Law on the International Sale of Goods (corporeal movables))と「有体動産の国際売買契約の成立に関する統一法」(Uniform Law on the Formation of Contract for the International Sale of Goods (corporeal movables))という2つの条約案が採択されました。イギリス政府はこの2つの条約を批准して、1967年国際物品売買統一法(ULIS)を制定しました。この条約を採択する国際会議で、英米両国の代表から、条約案(原文はフランス語)の英訳に苦情が述べられました。その理由は、ULIS 第97条に、「引渡が行われたとき、危険は移転する」と明示されているからです。しかし、ULIS 第19条および第97条における引渡は、いわゆる占有移転という意味の引渡でなく、引渡提供という意味と解されるものです。

「ULIS 第19条 物品の引渡

第1項 引渡とは、契約に適合する物品を交付(handing over)することをいう。

第2項 売買契約が物品の運送を含み、かつ引渡の場所について別段の合意がない場合には、引渡は買主へ送付するために物品を運送人へ交付することによってなされる。

第3項 運送人に交付された物品が、宛先の表示その他の方法により、契約の履行に充当されたことがはっきりしない場合には、売主は物品の交付に加えて、買主に船積の通知および、必要ならば、物品を特定する書類を送付しなければならない。」

37 UCC 2-501条のコメント(4)で、この状態を“in deliverable state”と述べています。

38 UCC 2-509条(1)項(a)号。

39 UCC 2-509条(1)項(b)号。

40 SGA 第27条、USA 第41条、UCC 2-301条、ULIS 第18条(売主の義務)、同56条(買主の義務)、同第71条(物品引渡と代金支払は同時条件)。

41 SGA 第28条、USA 第42条。なお、UCC 2-310条、2-507条、2-511条、ULIS 第71条を参照。

42 SGA 第61条第1項、USA 第76条第1項。なお、拙稿「8.4 物品引渡について」『JASTPRO』366号(2009-03)、10-12頁を参照。

「ULIS 第97条 危険の移転

第1項 物品の引渡が契約条項および本法に従って行われたとき(effectuated)、危険は買主に移転する。

第2項 契約に一致しない物品が交付された場合、買主がこの契約を無効とせず、または物品の取替えを要求しなかったときは、かかる不一致を別として、契約条項および本法に従って物品の交付が行われたとき、危険は買主に移転する。

(続)

記事2. 旅行関連業界の標準化活動

特定非営利活動法人旅行電子商取引促進機構(JTREC) 専務理事
国連CEFACT日本委員会 委員長
鈴木 耀夫

1. 初めに

わが国の重要な観光施策として、早期に訪日外国人旅行者数を3,000万人にすることが新たに設定された。現在の厳しい世界経済情勢等により、訪日客の2009年の推計では、対前年実績835万人より少なく680万人弱であると報告されている。このような中で、この新しい目標の達成は極めて大きな努力が求められるが、私たちはわが国や海外の旅行関連業界が、国際的な標準を踏まえてお互いに情報装備を進めて利用することで、当該国の目標の達成と共にわが国の目標を達成したいと考える。

2. UN/CEFACTフォーラムでの活動

(1) JTRECの組織

JTRECの組織の母体は1992年に遡るが、当時の運輸省の指導により、国連の組織で推進されていたUN/EDIFACT(国連EDIの旧名称)の勉強を旅行関連業界で開始したことを起点とする。その後組織を充実させながら、国連(UN/CEFACTフォーラム)の活動を継続して実施している。また、この間米国で設立された旅行関連業界を対象としてXML/EDIを推進するOTA(Open Travel Alliance)の活動にも参加する等、国際連携活動を充実してきた。更には2007年度にNPO法人化の組織に変更して現在に至る。現在は、20社程の法人会員と同様な個人会員で構成されて極めて熱心に運営されている。

(2) UN/CEFACTフォーラムでの活動

JTRECでは、インバウンド旅行の増進に役立てるために、わが国独自の宿泊文化とも言える旅館を中心とした日本型宿泊施設を、世界各国の多くの外国人に利用してもらうために、UN/CEFACTフォーラムのXML/EDIにより電子商取引が実施できるように、国際標準化活動を展開している。まずUN/CEFACTフォーラムの中に、これを国際的に推進するために新しいプロジェクトを設置することを提案し、図1に示すように2004年9月に正式に認められた。

(3) SLHプロジェクトの推進

JTRECが提案をしたプロジェクトは、SLH(Small scaled Lodging House Information Project——小規模宿泊施設情報プロジェクト)と命名されたが、このプロジェクトは、わが国で提案原案を作成してUN/CEFACTフォーラムの旅行関連部会(TGB-9)に提出をし、この中できめ

Small scaled Lodging House Information Projectの推進
日本からのプロジェクト提案の承認(2004年9月)

- ①第1期活動 宿泊施設情報の国際標準化実現
ビジネス要求仕様書(BRS)承認(2006年12月)
データ項目の標準化実現(CCL06B)
XMLスキーマの標準化実現(07B)
- ②第2期活動 宿泊商品情報の国際標準化実現
ビジネス要求仕様書(BRS)の承認(2008年8月)
データ項目の標準化実現(CCL09A)
XMLスキーマの標準化実現(09A)
- ③第3期活動 予約情報の国際標準化
ビジネス要求仕様書(BRS)の承認(2010年度予定)
データ項目の標準化実現(2011年度予定)
XMLスキーマの標準化実現(2011年度予定)

図1 UN/CEFACTフォーラムの活動

細かく検討整理が行われた。この結果をUN/CEFACTフォーラムのTBG17に提出をして、ハーモニゼーションと呼ばれるスクリーニングを受け、その後標準化制定手順の各段階を進め、UN/CEFACTフォーラムのXML/EDIとして標準が制定された。これまでの作業では国内外の関係者の大変な努力によって、重要な役割をするSLHの2種類のメッセージのスキーマまでが作成されて、UN/CEFACTフォーラムの標準として登録されることになった。その2種類のメッセージとは、1つが顧客(消費者や販売事業者)から宿泊施設についての照会とその答えであり、もう1つが宿泊施設の持つ商品の要求とその答えである。これを活用することでわが国の独特な宿泊商品を、世界で販売事業者や消費者が有効に利用できる準備ができたことになる。SLHに関するメッセージの標準化については、予約に関する要求情報とその回答が残るが、これについてはわが国の中の検討は終わっているので、今後はUN/CEFACTフォーラムの場において標準化段階を進める作業を進行させていくこととする。

(4) SLHの国際展開

SLHは、わが国独自の旅館を国際的に販売することを意図したが、しかしそれは世界各国に存在するレジャー型の宿泊施設にも対応することができるものである。例えばフランスには高級な食事と宿泊を提供するオーベルジュがあり、ドイツには古城を利用した宿泊施設がある。昨年秋に開催

されたUN/CEFACTフォーラム札幌会議では、韓国からはオンドル方式の宿や独自に発展をしたモーターがこれにあたるという指摘もあり、SLHの成果は国際的にこの種の宿泊施設を取扱うことに役立てられることで、国際協調を図りながら利用促進を進めることになった。

3. 標準化とインターネット

インターネットの時代になり、旅行業界の商品流通経路が大きく変化をしてきている。図2に示すように従来からの典型的な商品の流通が、図3に示すような新しい流れが出てきたことで変わり始めてきている。今後はこれら2つの大きなビジネスモデルが激しくぶつかりあいながら、顧客を取込む動きになるものと考えられる。

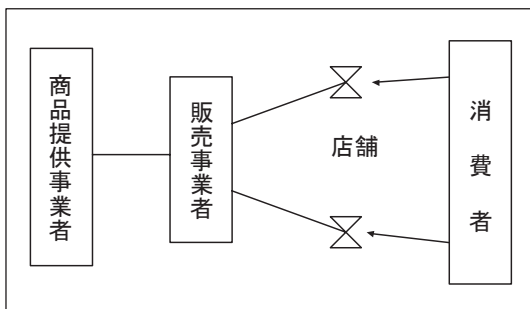


図2 従来からの取引

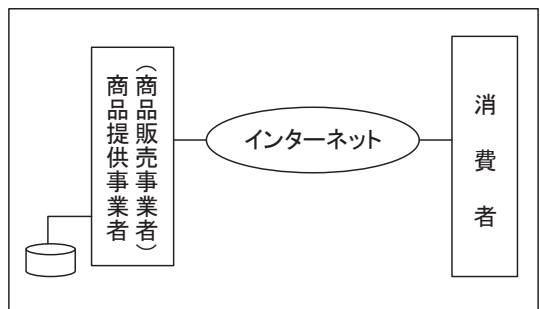


図3 インターネット取引

(1) 標準化活動の必要性

旅行商品は最終的に消費者に販売することが基本であるために、旅行関連業界に存在する各種の商品提供事業者は、それぞれに中間に他の販売事業者の介在を嫌う傾向がある。国際的に商品を販売するときにも、使用する言語の問題と決済の方法を除いては、基本的な傾向は同じである。随所にそれぞれの商品を持って消費者に向けたWebサイトが立ち上がってきているが、消費者への販売局面から清算情報の交換や商品提供元への手配情報の送信などを考えたときに、取扱う情報の構造化の必要性は大きい。UN/CEFACTフォーラムでは、XML/EDIとして扱う情報を構造化することをコアコンポーネントとして行っているが、この活用はWebサイトの事業者の中でも大きいといえる。例えば商品の検索を行うときに検索サイトが活用される場合に、最もふさわしいWebページを求めるときには、構造化された言語の価値が発揮される。

(2) 国際旅行情報基盤の構築

これまでの旅行関連業界での国際的な電子商取引標準としては、国連ではUN/EDIFACTが作られ、国際的に流通する航空券、レンタカー、ホテル、鉄道を主とした対象として、GDS(Global Distribution System)の中でIATA/EDIFACTと並んで有効活用されている。XML/EDIとしては、JTRECの提案したSLHがUN/CEFACTフォーラムの標準になったが、米国を中心としたホテ

ル、レンタカー、航空、パッケージツアー等がOTA(Open Travel Alliance)の標準でXML/EDIとして開発されている。これらの他に国別に使用されるものや業界団体が作成するものが多数存在する。複数に存在するこれらの標準を有効活用して再利用を図ることができれば、新たな大きな開発は不要になりえる。JTRECでは、このために旅行関連業界の幅広い参加を求めて、国際的に利用可能な情報基盤を構築していくプロジェクト(国際旅行情報基盤構築プロジェクト)を立ち上げることにした。この活動はわが国の中で閉じるものではないために、UN/CEFACTフォーラムの場を活用して世界各国に呼びかけて、簡便にかつ迅速に活用できる基盤を構築することとしたい。

4. 終わりに

インターネットの出現は旅行関連業界に新たなビジネスモデルを持ち込むことになるが、この新しい時代にも通用する国際標準化活動を展開していくこととしたい。そのために、わが国の関係者のみならず国際的な関係者の知恵が集められるように、国際連携を強化して進めていきたい。旅行商品や情報が標準化された電子商取引を使って国際的に流通するように、JTRECとしても努力を続けていくこととしたい。そしてその結果わが国が意図するような多くの訪日外国人旅行者が来て、日本の持つ良さを味わってもらえることにつながるようにしていきたいと考える。

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3-1 2010年5月19日

ICG(情報コンテンツ管理グループ)は勧告第23号 輸送費諸掛コード(第7版)を承認しました。

国連CEFACTの下記Webからダウンロード出来ます。

http://www.unece.org/cefact/recommendations/rec_index.htm

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、財団法人貿易・産業協
力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第36巻 第2号 通巻第380号

・ 禁無断転載

平成22年5月27日発行 JASTPRO刊10-02

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Irade
PROcedures